

# ケアサポート・モア 板橋中央 運営規程

## 第1条 (事業の目的)

株式会社 MORE が開設する「ケアサポート・モア 板橋中央」(以下「事業所」という)が行う地域生活支援事業(移動支援事業)(以下「移動支援」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「居宅介護員等」という)が、「障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ自立した日常生活または社会生活を営む」ことを達成するために適正な移動支援を提供することを目的とする。

## 第2条 (運営の方針)

事業所の居宅介護員等は、障害者及び障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、社会福祉協議会、地域の保健・医療福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 ケアサポート・モア 板橋中央
- 二 所在地 東京都板橋区仲町 18-3 白石ビル 105 号室

## 第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名(常勤・サービス提供責任者兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 2名(常勤3名、うち1名は管理者兼務、非常勤1名)  
介護福祉士 2名、  
サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護、重度訪問介護、同行援護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、移動支援計画の作成等を行う。
- 三 居宅介護員等 12名(非常勤9名)  
介護福祉士 3名  
実務者研修終了 1名  
初任者研修修了 2名  
2級課程修了 3名

居宅介護員等は、移動支援の提供にあたる。

## 第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日  
ただし祝日及び8月13日から15日、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

四 サービスの提供は、365日、24時間行う。

#### 第6条 (移動支援の内容及び利用者から受領する費用等)

移動支援の提供内容は次の通りとする。

##### 一 移動支援

屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のため、外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要な移動の介助および外出に伴い必要となる介護を提供する

- 2 移動支援を提供した場合の利用料の額は告示上の額とし、当該移動支援が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。
- 3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う移動支援についても、訪問に要した交通費は徴収しない。
- 4 その他、利用者等から金銭の支払いを受ける必要がある場合には、利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払いに同意する旨の文書に署名・捺印を受けることとする。

#### 第7条 (事業の主たる対象者)

事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者 (発達障害者を含む)
- ④ 難病患者等
- ⑤ 障害児

※ ただし、重度訪問介護、同行援護、行動援護等、他の制度で外出時の介護が行われる場合については対象外とする。

#### 第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

板橋区 ・ 練馬区 (錦・平和台・氷川台・北町・早宮)

#### 第9条 (緊急時等における対応方法)

当事業所は、サービス提供中に利用者の容態の変化または事故が発生した場合、その他必要な場合においては、速やかに家族や主治の医師、区市町村への連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに、当事者は管理者に報告する。また、サービスの提供に伴って当社の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、その記録を作成するとともに、損害を速やかに賠償する。

#### 第10条 (虐待防止のための措置)

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスの実施に努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ、区市町村へ報告する。

#### 第11条 (個人情報の保護)

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省

が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者の居宅介護サービス等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者及びその家族の了解を得るものとする。

#### 第12条（その他運営についての留意事項）

当事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 : 面接後、居宅介護業務を実際に行う前まで
- 二 継続研修 : 年2回

- 2 当社及び当社居宅介護員等は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様である。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 **MORE** と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 30年 11月 1日 から施行する。